

- 第13条 副理事長は、理事の互選により選出し、会長が委嘱し理事長を補佐し理事長事故あるときは、その職務を代行する。
- 第14条 理事は支部毎に各2名を選出し、その他会長が委嘱する者で会務を処理する。
- 第15条 支部長は、特定事項について会長および理事会の諮問に応ずる。
- 第16条 書記・会計・事務局員は会長が委嘱し、会務を処理する。
- 第17条 会計監査は、会長が委嘱し、会計を監査する。
- 第18条 評議員は、各チームの代表者とする。
- 第19条 評議員会は、年度当初に開催し、最高決議機関とする。
- 第20条 理事会は、必要に応じ随時開催する。
- 第21条 本会は、委員会を置くことができる。
- 第22条 会議は出席者の過半数をもって決する。
- 第23条 役員の任期は2年とし、評議員は1年とする。但し再任はさまたげない。
欠員補充により就任した場合は、前任者の残任期間とする。

第5章 会計

- 第24条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第25条 この会の経費は会費およびその他の収入でまかなう。
- 第26条 会費は、1チーム5,000円とする。 (ことぶきチームは、3,000円)
(おふくチームは、2,000円)

- 付 則 1. この会則は、評議員会の議決を経なければ改変することはできない。
2. この会則は、昭和53年4月28日より実施する。

改 正	昭和54年4月28日	第4章	第17条
	昭和56年4月25日	第4章	第8条・第11条
	昭和61年4月12日	第5章	第26条(第28条)
	昭和62年4月13日	第3章	第6条
	昭和63年4月9日	第4章	第8条・第9条・第14条・第15条 第16条・第17条・第22条
	平成12年4月15日	第4章	第8条・第9条・第12条・第13条 第14条・第15条・第20条
	平成22年4月3日	第3章	第6条
	平成23年4月9日	第4章	第8条・第16条
		第5章	第26条
	平成24年4月7日	第1章	第1条
		第5章	第26条
	平成28年4月2日	第5章	第26条
	令和3年4月3日	第3章	第5条
	令和4年4月2日	第2章	第4条
		第3章	第5条